

山口県報

平成28年
6月10日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件)……………一
(環境政策課)
- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定(廃棄物・リサイクル対策課)……………六
- 六 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(道路建設課)……………七
- 七 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)……………七
- 公告
国土調査の成果の認証(政策企画課)……………八
特定非常利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………八
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(五件)(商政課)……………九
県営戸田地区農地整備事業(耕作放棄地型)計画書の縦覧(農村整備課)……………九
土地改良事業の工事了(農村整備課)……………九
開発行為に関する工事了(建築指導課)……………一〇
○公安委規程
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………一〇
○収用委告示
裁決手続の開始……………一三



山口県告示第百八十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年六月十日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年六月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部市
住 所 宇部市神原町一丁目八番三号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 広瀬浄水場
所在地 宇部市大字広瀬一八四番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /時)	工事着手 年 月 日 定	工事完成 年 月 日 定	使用開始 年 月 日 定	使用時間 間隔 時 日 当 た りの 使用 間 間 季節的変 動の概要
六四の二 イ	二、六〇〇	平成二八、 七月一	平成二八、 七月一	平成二八、 七月一	連 続 二 四 時 間 変 動 な し
〃	一、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
六四の二 ロ	二、六〇〇	〃	〃	〃	〃
〃	一、〇〇〇	〃	〃	〃	〃

備考 「六四の二イ」及び「六四の二ロ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十四号の二の水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設である沈でん施設及びろ過施設をいう。

種 類	汚 泥 池	構 造	鉄筋コンクリート	能 力	($m^3/日$) 四二五	処 理 の 方 式	沈 澱	間 使 用 時 隔 間	連 続	の 一 日 当 た り の 時 間	二 四 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要	変 動 な し	工 事 着 手 予 定	平 成 二 八 年 七 月 一 日	工 事 完 成 予 定	平 成 二 八 年 七 月 一 日	使 用 開 始 予 定	平 成 二 八 年 七 月 一 日
種 類	〃	〃	〃	($m^3/日$) 三九八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
種 類	〃	〃	〃	($m^3/日$) 三九四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		浮 遊 汚 染 物 の 量		窒 素 の 量		燐 素 の 量		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)		
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大			
六四の二一 (二基)	七	八・六	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇・〇五	〇・〇五	五〇〇	六〇〇	
六四の二一 (六基)	〃	〃	一	二	二〇	三〇	〇・五	〇・五	〇・〇三	一〇〇	一五〇
六四の二一 (四基)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。										

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考	「六四の二一」及び「六四の二一」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第八十八号)別表第一第六十四号の二の水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設である沈でん施設及びろ過施設をいう。			
六四の二一 (六基)	三、七五〇	〃	〃	〃
六四の二一 (四基)	二、四九〇	〃	〃	〃

PC二径間単純ポストテンション工橋形式橋りょう

六三・八メートル

一六・八(一七・八メートル)
(車道六・〇メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十八年六月九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)のプレストレスコンクリート工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目一番一号
申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年六月十日から同年七月一日までの午前九時から午後四時三十分まで
経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十八年七月二十九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県下関土木建築事務所(電話〇八三―二三―七二〇一)にすること。

山口県告示第九十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、下関漁港地方卸売市場本館南棟増築工事(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年六月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 下関漁港地方卸売市場本館南棟増築工事(第一工区)

- (一) 工事場所 下関市大和町一丁目地内
- (二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造	地上二階建	構 造	延 べ 面 積
			四、一三四平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)二の(一)の規定

により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十八年六月九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年六月二十八日から同年七月一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十八年七月十一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三一三八三〇）によること。



(二三六) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十八年六月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
山口市	平成二十六年四月一日から平成二十七年八月三十一日まで	山口市地籍図 山口市地籍簿	嘉川及び小郡下郷の各一部
〃	平成二十六年四月一日から平成二十七年九月二日まで	〃	宮野上の一部
〃	平成二十六年四月一日から平成二十七年八月十二日まで	〃	秋穂東の一部
〃	平成二十六年四月一日から平成二十七年八月十三日まで	〃	阿東生雲西分の一部

二 認証年月日

平成二十八年六月十日

(二三七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十八年七月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年六月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人ふるさと下関応援団
代表者の氏名 吉本 知則
主たる事務所の所在地 下関市唐戸町三番八号

(二三八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年一月二十二日山口県公告(二二二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年六月十日から同年七月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年六月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 マックスバリュ末武店
所在地 下松市大字末武上二六七〇の一
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二二九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年一月二十二日山口県公告(二二三)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年六月十日から同年七月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年六月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 通津ショッピングセンター
所在地 岩国市通津三七三五

二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二四〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年一月二十六日山口県公告(二二六)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年六月十日から同年七月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年六月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称)ドラッグコスモス遠石店
所在地 周南市上遠石町一五九の一
二 意見の概要
交通に係る事項及び騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(二四一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年一月二十九日山口県公告(三三三)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年六月十日から同年七月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年六月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アルク琴芝店
所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二四二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年一月二十九日山口県公告(三四)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年六月十日から同年七月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年六月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久厚狭店

所在地 山陽小野田市大字厚狭四七八の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小野田店

所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二四三) 県営戸田地区農地整備事業(耕作放棄地型)計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営戸田地区農地整備事業(耕作放棄地型)を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年六月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営戸田地区農地整備事業(耕作放棄地型)計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年六月十三日から同年七月四日まで
縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

三

(二四四) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十八年六月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業の名称

県営宮尾地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成二十七年十二月十七日

(二四五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十八年六月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市生野屋西四丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市北斗町六番一〇号

株式会社朋友商事



山口県公安委員会規程第三号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

第10条の2第1項 〔適用〕 第31条の23	特例風俗営業者の認定	を
第10条の2第1項 〔適用〕 第31条の23	特例風俗営業業者（特例特定遊興飲食店営業業者）の認定	に

第10条の2第2項 〔適用〕 第31条の23	第10条の2第2項 〔適用〕 第31条の23	を
第10条の2第3項 〔適用〕 第31条の23	第10条の2第3項 〔適用〕 第31条の23	
第10条の2第4項 〔適用〕 第31条の23	第10条の2第4項 〔適用〕 第31条の23	
第10条の2第5項 〔適用〕 第31条の23	第10条の2第5項 〔適用〕 第31条の23	
第10条の2第7項・第9項	第10条の2第7項・第9項 〔適用〕 第31条の23	

に改め、同表第三十一条の

十九第二項の項の次に次のように加える。

第31条の22	特定遊興飲食店営業の許可
第31条の23において準用する第7条第5項 〔適用〕 第31条の23において準用する第7条の2第3項 〔適用〕 第31条の23において準用する第7条の3第3項	許可証の書換え
第31条の24	特定遊興飲食店営業者に対する指示

別表第二の三の表風俗営業業者の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）第四十二条の項を加える。

別表第二の四の表中「（昭和60年国家公安委員会規則第一号）」を並び、同表第十一
条第二項の項中「第11条第2項」を「第10条第2項」とし、並びに「第78条第2項」

第11条第3項	風俗営業管理者証の交付	を
---------	-------------	---

第10条第3項 〔適用〕 第78条第2項	風俗営業管理者証（特定遊興飲食店営業管理者証）の交付	に
----------------------------	----------------------------	---

第13条 〔適用〕 第28条	第12条 〔適用〕 第3項 第76条 第80条 第94条第3項	を
第14条第1項	第13条第1項 〔適用〕 第67条	
第15条第1項	第14条第1項 〔適用〕 第62条	
第16条第1項	第15条第1項 〔適用〕 第83条	
第17条第1項 〔適用〕 第23条	第16条第1項 〔適用〕 第84条 第90条	
第17条第2項 〔適用〕 第23条	第16条第2項 〔適用〕 第84条 第90条	に改め、同表第二十条第一
第18条 〔適用〕 第23条	第17条 〔適用〕 第85条 第90条	

項の項中「第20条第1項」を「第19条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

第20条第4項	風俗営業管理者証の交付
---------	-------------

第27条第2項	第26条第2項 〔適用〕 第74条第2項
第39条第1項	第40条第1項 〔適用〕 第97条第3項
第39条第2項	

別表第二の四の表中

第43条第2項 〔連用〕第2項 第54条第2項 第65条第2項	第44条 〔連用〕第2項 第54条第2項 第65条第2項 第71条第2項	第45条 〔連用〕第2項 第54条第2項 第65条第2項 第71条第2項	第49条第1項 第50条第1項
--	--	--	--------------------

を

第40条第2項 〔連用〕第3項 第97条第3項	第44条第2項 〔連用〕第2項 第55条第2項 第66条第2項	第45条 〔連用〕第2項 第55条第2項 第66条第2項 第72条第2項	第46条 〔連用〕第2項 第55条第2項 第66条第2項 第72条第2項	第50条第1項 第51条第1項
-------------------------------	--	--	--	--------------------

に改

め、同表に次のように加える。

第87条第1項	特定遊興飲食店営業の営業所の構造又は設備に係る変更承認申請書の受理
第88条第4項	特定遊興飲食店営業管理者証の交付

附 則

この規程は、平成二十八年六月二十三日から施行する。



山口県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十八年六月十日

山口県収用委員会会長

猪俣俊雄

一 起業者の名称

山口県

- 二 事業の種類
 - 一 一般国道四九〇号改築工事（荒瀬バイパス・山口県宇部市大字荒瀬字薄畑地内から同市大字荒瀬字下半ヶ迫地内まで）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地、土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

平成二十八年六月十日印刷
 平成二十八年六月十日発行

発行所

山口県知事庁

四 裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 し た 年 月 日
 平成二十八年五月三十一日

畑 宇部市大字荒瀬字薄		所 在 地 番	裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 し た 土 地
一一〇五八番		地 番	土 地 所 有 者
田		地 目	
九〇九		積 公簿上の地 (平方メートル)	土 地 所 有 者
九〇・〇二		実測地積 (平方メートル)	
七・〇八	四七・二二	収用又は使用する土地の面積 (平方メートル)	土 地 所 有 者
使 用	収 用	使用の別又は	
大空 徳久		氏 名	土 地 所 有 者
宇部市大字車地一八〇番地一		住 所	
な し		氏 名	土 地 所 有 者
な し		住 所	
な し		権 利 の 種 類	土 地 に 関 して 権 利 を 有 す る 関 係 人